

令和5年度監査指摘事項に対する措置状況

定期（財務）監査指摘事項1－1

所管組織	企画部 企画課	団体名
指摘の内容	<p>・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。</p>	
原因・理由	<p>起案を作成する際に【中野区予算事務規則第15条の2第2項】を失念し、処理を進めてしまった。 また、事務処理マニュアル等が整備されておらず、作業手順が明文化されていなかった。</p>	
講じた措置の内容	<p>・適切な会計事務を徹底するため、改めて例規や手引き等を確認し理解を深める。 また、事務処理マニュアルを作成し再発を防止する。</p>	

定期（財務）監査指摘事項1-2

所管組織	総務部 防災危機管理課	団体名
指摘の内容	<p>・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。</p>	
原因・理由	<p>(1)令和4年度東京都避難所感染症対策物資購入支援事業補助金の交付申請について、財政課長へ協議が必要であることを失念して決裁を行っていた。 (2)自動通話録音機事業に対する補助金について、令和4年度から東京都補助金主管課及び要綱が変更されたことに伴い、東京都生活文化局主管の消費者行政強化交付金事業の補助金を活用することになったため、東京都への申請、精算報告等事務処理についても、区民部区民文化国際課消費生活センターを通して一括して行うよう東京都から指示があった。 このため、自動通話録音機事業に対する補助金は生活・交通安全係が主管となるが、令和4年度の財政課長への協議についても、財政課に事前確認のうえ、消費生活センターにて一括して協議を行ったが、生活・交通安全係の起案でその旨の記載が漏れてしまった。</p>	
講じた措置の内容	<p>(1)令和4年度予算執行方針を改めて確認した。また事務手続きを進める中で、過去の類似事例の確認、複数人で内容を確認することを徹底する。 (2)年度当初の事業起案に併せて、財政課協議についても消費生活センターにて協議する旨を記載する。併せて消費生活センターと連携を密にし、補助金事業を進める。</p>	

定期（財務）監査指摘事項1-3

所管組織	子ども教育部 保育園・幼稚園課	団体名
指摘の内容	<p>・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。</p>	
原因・理由	<p>中野区予算事務規則第15条の2第2項では、「補助金、交付金及び委託金」と記載があり、負担金は含まれないと認識してしまい協議を行わずに起案してしまった。スケジュール等の問題で協議を行わなかったのではなく、財政課に確認を取らず誤認識のまま担当課内で判断してしまったことが原因である。</p>	
講じた措置の内容	<p>・事案決定の際に担当者、決裁者共に確認を徹底することで協議を失念しないようにする。また、処理案件が協議が必要な事項かはっきりしない場合は財政課に問い合わせるなど、確認を行い再発防止に努める。</p>	

定期（財務）監査指摘事項1-4

所 管 組 織	地域支えあい推進部 地域活動推進課	団体名
指摘の内容	<p>・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。</p>	
原因・理由	<p>(1)人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金【精算報告】 事案決定規程に「精算(実績)報告」とあるため、「実績報告」時に財政課長への協議を行えば精算時は不要だと担当者が誤認した。 (2)一般コミュニティ助成事業【申請・実績報告】 コミュニティ助成金は、東京都を経由して、(一財)自治総合センターへ申請・実績報告を行い、雑入で受け入れるため、従来より、補助金、交付金及び委託金に該当しないものと誤認していたため。</p>	
講じた措置の内容	<p>(1)人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金【精算報告】 本指摘を踏まえ、令和5年度は精算時に財政課長協議を行った。 (2)一般コミュニティ助成事業【申請・実績報告】 本指摘を踏まえ、令和6年度申請分より財政課長協議を行った。 今後は、根拠規程を複数人で確認し、運用に疑義がある場合は担当部署に確認することとする。</p>	

令和5年度監査指摘事項に対する措置状況

定期（財務）監査指摘事項1－5

所 管 組 織	教育委員会事務局 指導室	団体名
指摘の内容	<p>・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。</p>	
原因・理由	<p>補助金に係る申請は、通常事務係が対応しているが、本事案は指導主事が単独で実施計画分と誤って起案、提出をしてしまったため、財政課長への協議が行われていなかった。また、マニュアルや内規は無く、担当者が独自で締切りに間に合うように対応していた。そのため、課内の決裁も統括指導主事から室長の決裁で完了し、事務係が関与できる余地はなかった。 補助金に係る申請は前例踏襲で行っているケースが多く、実績報告について、財政課協議が必要である認識を事務係と指導主事が強く共有できていなかったことが原因である。</p>	
講じた措置の内容	<p>・指導主事と連携を強化しているところであり、補助金の申請だけでなく外部との協議が必要になるケースを周知徹底し、再発防止に努める。</p>	

令和5年度監査指摘事項に対する措置状況

定期（財務）監査指摘事項1－6

所管組織	選挙管理委員会事務局	団体名
指摘の内容	<p>・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。</p>	
原因・理由	<p>選挙事務繁忙期に処理していたため、予算事務規則の確認を失念し、事務処理を進めてしまった。また、複数での確認も出来ていなかった。 また、前年度にも同様の処理を行った案件があったが、それについては協議事項には当たらないという判断であったため、本件についても同様に不要であると判断してしまった。</p>	
講じた措置の内容	<p>・補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたる案件については、必ず複数での確認を徹底することを局内で周知した。また、歳入に関することは、局内予算担当者にも必ず報告・連絡・相談することとした。</p>	

定期（財務）監査指摘事項2

所 管 組 織	都市基盤部 建築課	団体名
指摘の内容	<p>・他の要綱を準用して支払を行っていたもの 「中野区非木造住宅及び緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成要綱」に基づく、耐震診断に係る費用の助成においては、完了報告に添付する書類として、耐震診断に係る費用の明細書及び領収書を定め、申請者に対して助成金が交付されるものである。</p> <p>しかし、建築課においては、同要綱に定められたものと異なる書類が添付され、委任状に基づき助成対象事業の施工者に助成金が交付されていたものがあった。この交付は、別要綱に規定された施工者への委任払いを用いて交付されたものであった。</p> <p>施工者に、別の要綱の規定を中野区事案決定規程に基づく決定をすることなく準用して助成金を交付したことは、不適正である。</p>	
原因・理由	<p>当該の助成については耐震診断施工者への委任払いとしたため、完了報告時の耐震診断に係る費用の明細書の写し及び領収書の写しは徴取していなかった。施工者への委任払いについては、制度利用者の利便性を考慮してではあるが、他の助成要綱である「中野区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱」に規定した施工者への委任払いを準用し運用してしまった。</p>	
講じた措置の内容	<p>・「中野区非木造住宅及び緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成要綱」へ施工者への委任払い（その場合の添付書類も含めて）について規定する要綱改正を行った。</p> <p>・助成金の交付等にあたっては、該当する助成要綱等の規定を確認することを課内で周知徹底した。</p>	

定期（財務）監査指摘事項3

所 管 組 織	子ども教育部 児童福祉課	団体名
指摘の内容	<p>・業務履行後に契約締結したもの</p> <p>区における契約の流れは、予算執行の決定を経て、見積合わせ等により契約業者を決定し、契約書を取り交わした後に履行となる。</p> <p>児童福祉課においては、中野区子ども・若者支援センター分室でのバス旅行におけるバス運送契約において、予算執行の決定前に徴収した参考見積でバス事業者を決定し、予算執行の決定後に必要な見積合わせを行わないままに、バス旅行後に契約書を取り交わしていた。</p> <p>同様の手続でのバス運送契約は、7月、9月、12月の3回にわたり行われていた。</p> <p>バス事業者との所要の見積合わせを行わず、バス運行後に初めて契約を取り交わすなど、区が定める契約手続に著しく反する取扱いをしているとともに、契約書を取り交わしていない状態でバスに児童を乗車させたこと、さらに、複数回行われていたことは、不適正である。</p>	
原因・理由	<p>(経過)</p> <p>見積書は事業計画を定める際に参考徴収したもので、予算執行起案後に改めて見積書を徴収することを失念し、参考徴収した見積書で見積り合わせを行い、契約業者の決定を行った経緯がある。</p> <p>負担行為額は、口頭による実績報告を受け、確定額で決定を行っていた。</p> <p>(原因・理由)</p> <p>契約・会計事務の基本理解が徹底されていなかった。</p> <p>また、事務所開設年度にあたり複数で事務処理の確認を十分に行う体制の確保も難しい状況があった。</p>	
講じた措置の内容	<p>・事務所内での経理事務を一括して担当する管理係において、研修・OJTにより改めて契約・会計事務の基本理解を徹底する。</p> <p>・適正な手順（予算執行の決定後に必要な見積合わせを行い、負担行為が行われているか等）や、契約方法に応じた支払い（当該契約においては総価契約に応じた支払い）を複数人で確認し、事務処理を行う。</p> <p>・令和5年度において事務職員1名を増員し体制の安定化を図った。</p>	

定期（財務）監査指摘事項4

所 管 組 織	教育委員会 中野第一小学校	団体名
指摘の内容	<p>・複数年度にわたり消耗品受払簿が作成されていなかったもの 中野第一小学校においては、平成31年4月1日の学校再編後の開校時から、指定消耗品（郵券）の消耗品受払簿が作成されていなかった。</p> <p>中野区物品管理規則第26条では、指定消耗品について、「消耗品受払簿」を備え、使用状況及びその残高を明らかにし、適正に整理保管することとされている。</p> <p>また、物品管理の手引きでは、在庫確認の時期及び消耗品受払簿の記載内容について明確化を図るため、物品管理者が、使用の有無にかかわらず月末毎に使用状況及び在庫の点検を行うこととされている。</p> <p>このように指定消耗品については、適正な整理保管が求められていたにもかかわらず、消耗品受払簿が作成されていなかったことは、不適正である。</p>	
原因・理由	<p>中野第一小学校は旧桃園小学校及び旧向台小学校が統合し、平成31年4月1日に開校した。本来であれば、旧2校の平成31年3月31日時点の残郵券を合算し「平成31年4月1日受入」として、中野第一小学校の消耗品受払簿（郵券）を作成すべきであった。</p> <p>中野第一小学校開校時の事務担当者は向台小から引続いた事務職員であり、中野第一小学校としての郵券の消耗品受払簿を作成しなければならないことは理解していた。しかし、2校分の荷物の整理ほか開校時の業務の多忙さに追われ、消耗品受払簿を作成する機会を逸した。</p> <p>令和2年4月に校長が異動し、新校長の指示のもと郵券の消耗品受払簿が作成されたが、記載及び確認は令和2年6月で中断している。これはコロナによる休校・分散登校で学校だより等の外部への郵送はなくなり、郵券を使用する機会がなかったため、作成を中断したと考えられる。以降令和4年度末（令和5年3月31日）まで郵券の消耗品受払簿は作成されていない。</p> <p>平成29年8月28日付29中会第515号の通知により、毎月一回は物品管理者が点検しなければならないことを、事務職員は理解していた。しかし上記のとおり開校時より消耗品受払簿を作成していなかったため、自ら物品管理者の確認を受けるべく申し出ることができなかった。また、物品管理者も、郵券購入の決済事務がなかったため、郵券の消耗品受払簿の確認について意識が低くなり怠ってしまった。</p>	
講じた措置の内容	<p>・令和5年3月17日付4中会第1228号の通知に基づき、令和5年度からは新様式の消耗品受払簿により、電子データにて郵券の管理を行っている。</p> <p>・電子データは学校フォルダに格納され、物品管理者も場所を知っており、随時、その記載内容や執行状況を確認することができる。</p> <p>・月一回の物品管理者の点検については、事務職員からの働きかけと共に、物品管理者が Outlook カレンダーのアラーム設定等により、忘却することなく確実に実行できるようにしている。</p>	

定期（財務）監査指摘事項5

所管組織	子ども教育部 児童福祉課	団体名
指摘の内容	<p>・支出していないにもかかわらず支出したのとして精算処理をしたもの 児童福祉課においては、令和4年4月分の駐車場使用料の資金前渡金10,000円について、本来支出していない880円を支出したのとして精算処理をしていた。 この精算処理については、会計室から支出証拠書類の未添付が指摘され、所管において再度確認したところ、当該880円は支出されておらず金庫内に残置されていたことが判明した。 所管での資金前渡金の支払、精算にあたり、現金出納票の記載に誤りがあり、また、必要な書類の確認が行われず、現金残高の正確な把握も行われていなかった。その結果、支出していない金額を支出したものと錯誤し精算処理が行われたことは、不適正である。</p>	
原因・理由	<p>(経過) 本件は、コインパーキングの利用があったものと思い込み、担当者が精算・戻入処理を行ってしまったものである。後日会計室より、支出証拠書類が添付されていない旨の報告を受け、改めて搜索等を行った結果、実際にはコインパーキングを利用せず支出は行われなかったこと、資金前渡した880円が別途封筒に入った状態で金庫に保管されていることを発見し、追加戻入をした。 (原因・理由) 金庫内での現金保管が視覚的に確認しやすい状況となっていなかった。 資金前渡金使用にかかる事前連絡や実際の使用状況について職員間の連絡及び情報共有が不十分であった。 また、事務所開設年度にあたり複数で事務処理の確認を十分に行う体制の確保も難しい状況があった。</p>	
講じた措置の内容	<p>・現金を入れたファスナーケース及び金庫の中を整理しておき、現金が厳重に管理されている状態にしておく。ファスナーケース以外での現金保管をしないように周知徹底する。 ・現金出納票を常に最新の状態にしておき、現金出納票上の残額とファスナーケースの中の金額が一致しているか定期的に複数人で確認し、精算時についても複数人で確認を行う。 ・令和5年度において事務職員1名を増員し体制の安定化を図った。</p>	

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

定期（財務）監査

1	<p>毎年度、繰り返される事務処理の誤りについて、区としてその原因を認識し対策を講じること</p> <p>毎年度、繰り返される同様の誤りについては、所管による対策のみでは、同じ結果が繰り返されるのは明らかである。<u>全庁的な改善事項として捉え、責任ある統括部署が庁内を主導し、間違いが起こりにくい事務処理への改善や、新設職場に対する集中的な研修などを行い、PDCAサイクルによって効果を検証するなど、実効性のある取組を実施されたい。</u></p> <p style="text-align: right;">回答:区長 教育委員会</p>
取組状況	<p>内部統制推進会議委員長（副区長）から各所管の管理職員はじめ各職員に対し、全庁的な重要事項として原因を十分に検証し、すべての職場において適切な財務処理を行うよう改善を指示する通知を発出し、周知を徹底する。また、各所管において実施している職員研修について、職員課の人材育成係とともに、意見にある「間違いが起こりにくい事務処理への改善」に主眼を置いた内容を盛り込み実施していく。</p> <p>そうした対策を実施しPDCAサイクルによる検証によって、次年度以降、繰り返されていた同様の誤りを減少させ改善を図っていく。</p>

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

定期（財務）監査

2	<p>不適切な事務処理に対して、原因を分析し、事務手続の見直しを図ること</p> <p>補助金の交付や確定事務の遅れについては、申請者である区民、事業者に対し実績報告の書類等を必要以上に求めているか、また、事業者や講師への支払遅延については、支払までの手続について、相手方に対し事前に丁寧な説明を行っているかなど、<u>区民及び事業者の視点から事務手続の見直しを検討されたい。</u></p> <p>区が区民や民間事業者とパートナーシップを築き、区民サービスの向上を図る事業が増加している。適正な補助金、助成金の執行は、区民や民間事業者と協働していく上で、区の信頼性を担保するものである。執行にあたっては簡素で柔軟な対応が求められるところであるが、指摘事項の2「他の要綱を準用して支払を行っていたもの」のように、事務手続が要綱と異なるものであってはならない。区民、事業者の状況に応じた対応は必要であるが、根拠となる規則や要綱に則したものでなければならず、<u>規則、要綱の改正は、適切に行われたい。</u></p> <p><u>業務が多忙を極めていたことを不適切な事務処理の原因の一つとして挙げた事例も見られたが、いかなる状況下にあっても、単にマンパワー不足を理由として事務改善を怠ることがあってはならない。要綱等で定められた手続を再度点検し、規則、要綱の改正は、適切に行われたい、区民、事業者の視点に立った簡素で明瞭な事務手続の見直しに着手されたい。</u></p> <p style="text-align: right;">回答：区長 教育委員会</p>
取組状況	<p>内部統制推進会議委員長（副区長）から各所管の管理職員はじめ各職員に対し、要綱等で定められた手続を再度点検し、その結果、事務手続の見直しが必要なもの、あるいは規則、要綱の改正が必要なものに対しては原因を明らかにしたうえで、適切に行うことを通知し、限られた人員体制のなかでも創意工夫をもって組織的に事務改善を進めていく。</p>

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

定期（財務）監査

<p>3</p>	<p>行政のDXを推進し、効率的、効果的な事務を執行すること</p> <p><u>行政のDXとは、デジタル技術の導入によって、事務を単に紙ベースからデジタルベースに変換するのではなく、同時に事務のプロセスを見直し、簡素化及び明瞭化することで、区民や事業者と行政の双方の利便性、業務の効率性、正確性を向上させるものである。DXを進めることで、職員の認識不足や確認ミスなどによる単純な誤りの防止につながり、区民サービスに振り向ける時間を増やすことができる。</u></p> <p><u>例えば、資金前渡金について、駐車料金等の支払を職員の私費で立替払いを行った不適切な事例が毎年のように生じている。このことについて、電子マネーや公用のクレジットカードの使用など現金を扱わない手法の検討をすることによって、現金管理事務の負担軽減や単純ミスの防止につなげることができる。昨年度の監査でも触れたところであり、進めていただきたい。</u></p> <p><u>このような各種のシステム等を活用した改善については、全庁に共通した課題や問題点として責任ある統括部署が主導し、順次実施することが必要である。具体的には、様々なICTツールの機能を有効に活用し、効果的なチェック機能を実装する事務改善を推し進め、定期（財務）監査において毎年かつ頻繁に指摘されている問題点を抜本的に解消されたい。</u></p> <p style="text-align: right;">回答: 区長 教育委員会</p>
<p>取組状況</p>	<p>区におけるDXの推進は新庁舎への移転を契機に取り組んでおり、今後もDX推進室を中心に関係所管と共に柔軟な発想でシステムやICTツールを活用して、区民や事業者の利便性を向上させるとともに業務の効率化を図っていく。また、資金前渡金について電子マネーや公用のクレジットカードの使用などに変えていく件については、現金の使用がすべて必要ない条件が整っているかなど研究し、二重処理など煩雑にならないよう検討していく。</p>